

ひみの食ブランディング協議会ブランド支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひみの食ブランディング協議会（以下「協議会」という。）が、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。）第22条の規定に準じ、ひみの食ブランディング協議会ブランド支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、氷見市内に事業所を有するもの又は氷見市内に住所を有する個人で、次に掲げるものとする。

- (1) 農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、商工会議所法、商店街振興組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する組合
- (2) 中小企業基本法に規定する中小企業者で組織している生産者組合又は協議会
- (3) 地域や認定農業者で組織している生産者組合又は協議会
- (4) 地域住民、経済団体及びNPO法人等により構成されているまちおこしグループ
- (5) その他協議会長が適当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、氷見の地域ブランドを活用するために行う次の事業とする。

- (1) ブランド確立事業
- (2) 出向宣伝販売事業

2 補助対象事業は次の条件を満たすものとする。

- (1) 対象となる商品・サービスは、自らが開発、製造、加工又は提供するものであること。
- (2) 1会計年度内に完了する事業であること。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、ひみの食ブランディング協議会ブランド支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な関係書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 協議会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該補助申請者に通知するものとする。

2 協議会長は、前項に規定する補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、次の各号の条件を付するものとする。

- (1) ブランド確立事業により、ロゴマーク等を製作した場合は、当該商品又は包装にロゴマーク等を付けること。
- (2) 補助対象となった商品・サービスについては、品質の維持管理に努め、表示違反などの疑義があれば、協議会の監査を受け入れるものとする。

(変更等の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、ひみの食ブランディング協議会ブランド支援事業費補助金（変更・中止）承認申請書（様式第2号）に必要な関係書類を添えて協議会長に提出し、協議会長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は交付決定金額を変更するとき。ただし、軽微な変更（交付決定金額の20%を超えない範囲で変更しようとする場合）はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止するとき。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は属する年度の末日のいずれか早い日までに、ひみの食ブランディング協議会ブランド支援事業費実績報告書（様式第3号）に必要な関係書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 協議会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(調査)

第10条 協議会長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第11条 協議会長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は協議会長の指示に従わなかったとき。

(帳簿類の管理)

第12条 補助事業者は、補助金に関する帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 ひみの食ブランディング協議会ブランド支援事業費補助金交付要綱（令和2年5月29日全体総括決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年3月16日から施行する。

別表（第4条関係）

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助額 | 備考 |
|----------|--|---|---|
| ブランド確立事業 | 商標登録に要する費用。登録認定を受けた商品であることを示すロゴマークのデザイン料や、シール・タグの製作費 | 補助対象経費の3分の1以内で30万円を限度とする。ただし、商標登録を受け、協議会長が特別に認める場合は、予算額を上限とする。 | （1）事業者等は、複数の事業区分について事業申請してもよい。ただし、補助を決定された事業者等は、当該年度に再び事業申請することはできない。 （2）事業者等が、他の補助金等の交付を受けるときは、補助対象としない。但し、商標登録を受け、協議会長が特別に認める場合は、その限りではない。 |
| 出向宣伝販売事業 | （1）小間料 （2）小間装飾料 （3）備品借上料 （4）電気水道使用料 （5）配送料 （6）旅費（2人分まで） （7）手数料 | 補助対象経費の2分の1以内で出向宣伝1回あたり5万円を限度とする。ただし、北陸新幹線沿線にある県外の自治体、首都圏、中京圏、関西圏及び姉妹都市において出向宣伝するときは1回あたり8万円を限度とする。年間の補助額は15万円を限度とする。 | （3）1会計年度における補助額の総額は、当該年度の予算額を限度とする。 （4）1,000円未満の端数は切り捨てとする。 |

備考

- 1 自動車で移動する場合の旅費の算定は、高速料金、燃料費の実費計算とし、高速道路を利用できる区間は、能越自動車道氷見インターチェンジから50キロメートル以上とする。
- 2 「手数料」とは、キッチンカーでの出店に関する飲食店等営業許可申請等の手数料とする。
- 3 「北陸新幹線沿線にある県外の自治体、首都圏、中京圏、関西圏及び姉妹都市」とは、それぞれ次に掲げる自治体をいう。
 - （1）北陸新幹線沿線にある県外の自治体 敦賀市、南越前町、越前市、鯖江市、福井市、坂井市、あわら市、加賀市、小松市、能美市、川北町、白山市、野々市市、金沢市、津幡町、糸魚川市、上越市、妙高市、飯山市、中野市、小布施町、長野市、千曲市、坂城町、上田市、東御市、佐久市、御代田町、軽井沢町、安中市、高崎市、藤岡市
 - （2）首都圏 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県自治体
 - （3）中京圏 愛知県、岐阜県、三重県自治体
 - （4）関西圏 大阪府、京都府、奈良県、兵庫県自治体
 - （5）姉妹都市 大町市、島田市、関市
- 4 旅費の算定は、「氷見市職員等の旅費に関する条例」に準ずる。